

2015年度町田市教育委員会

第2回定例会会議録

1、開催日	2015年5月1日	
2、開催場所	第三、第四、第五会議室	
3、出席委員	委員 長 佐藤 昇	
	委員 高橋 圭子	
	委員 森山 賢一	
	委員 八並 清子	
	教育長 坂本 修一	
4、署名委員	委員長	
	委員	
5、出席事務局職員	学校教育部長	吉川 正志
	生涯学習部長	田中 久雄
	学校教育部次長	高橋 良彰
	(兼) 教育総務課長	
	教育総務課担当課長	有田 宏治
	教育総務課担当課長	高橋 由希子
	施設課長	岸波 達也
	学校施設管理センター担当課長	桑原 一貴
	施設課担当課長	横山 法子
	学務課長	田中 利和
	保健給食課長	佐藤 浩子
	指導室長	宮田 正博
	(兼) 指導課長	
	指導課担当課長	石川 篤資
	指導課担当課長	藤原 広志
	指導課統括指導主事	熊木 崇
	教育センター所長	深澤 光

教育センター担当課長	黒澤 一 弘
教育センター統括指導主事	高橋 博 幸
生涯学習部次長	小口 充
(兼) 生涯学習総務課長	
生涯学習センター長	稲田 公 明
生涯学習センター担当課長	鈴木 亘
図書館市民文学館担当課長	河井 康 雄
(町田市民文学館長)	
図書館副館長	中嶋 真
書 記	並木 薫
書 記	小泉 宣 弘
書 記	谷山 里 映
書 記	田中 みゆき
速 記 士	帯刀 道 代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

## 6、提出議案及び結果

議案第4号	町田市立学校学校支援地域理事の任命について	原 案 可 決
議案第5号	教育委員会職員の休職に係る処分について	原 案 可 決
議案第6号	教育委員会職員の4月13日付け人事異動の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第7号	町田市学校給食問題協議会委員の委嘱について	原 案 可 決
議案第8号	町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(案)について	原 案 可 決
議案第9号	町田市公立学校教職員の新規採用に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第10号	町田市立中学校教科用図書採択方針、選定基準及び評価方法について	原 案 可 決
議案第11号	町田市いじめ防止基本方針の改訂について	原 案 可 決
議案第12号	町田市教育委員会いじめ問題対策委員会運営規則の制定について	

		原 案 可 決
議案第13号	町田市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について	
		原 案 可 決
議案第14号	町田市立中学校教科用図書調査協議会委員の委嘱について	原 案 可 決
議案第15号	2015年度町田市人権教育推進委員会委員の委嘱について	原 案 可 決
議案第16号	町田市情緒障がい学級（不登校）入退級相談委員会委員の指名及び解任について	原 案 可 決
議案第17号	第2期町田市生涯学習審議会委員の委嘱及び解嘱について	原 案 可 決
議案第18号	町田市都史跡西谷戸横穴墓群整備検討委員会委員の委嘱について	原 案 可 決
議案第19号	第2期町田市生涯学習センター運営協議会委員の委嘱及び解嘱について	原 案 可 決
議案第20号	町田市立図書館協議会委員の委嘱及び解嘱について	原 案 可 決

7、傍聴者数                      6名

## 8、議事の概要

午前10時00分開会

○委員長　それでは、ただいまより町田市教育委員会第2回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は高橋委員です。

日程の一部変更をお願いします。日程第2、議案審議事項のうち、議案第5号、第9号及び第14号は非公開案件ですので、日程第4、報告事項終了後、一旦休憩をとり、日程第5として、関係者のみお残りいただき、審議をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長　ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以下、日程に従って進めてまいります。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、まず教育長から報告をお願いいたします。

○教育長 それでは、前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、本日は1点だけご報告いたします。

4月18日、土曜日でございますが、平成27年度の町田消防少年団卒入団式という式典が健康福祉会館におきまして開催されました。事前にご案内をいただきましたので、私は初めて出席をさせていただきました。

この消防少年団というのは、小学校1年生から中学校3年生までの少年少女が、防火防災に関する知識・技術を身につけるとともに、規律ある団体行動や奉仕活動などを通じて、社会の基本的なルールを守り、思いやりの心を持った責任感のある大人に育つように、子どもたちの健全育成を目的として活動されている団体で、全国の地域の消防署ごとに設立されているそうです。

町田市では昭和53年に設立されて、これまでの37年間の活動の中で、約350名の団員が卒団しまして、それぞれが高校生、大学生あるいは社会人として活躍をしております。中にはこの経験を生かして、町田市の消防団員として地域の防火防災活動に従事している方もいらっしゃるそうです。

また、多くの地域の皆様がボランティアで育成会という支援組織をつくりまして、この消防少年団の運営を支援してくださっています。主な活動行事の中には、大地沢青少年センターから町田消防署までの、約30キロぐらいございますでしょうか、そこを歩き続ける徒歩訓練とか、夏期キャンプ、体験訓練などがございまして、昨今、社会や自然とのかかわりや、さまざまな生活体験が不足している子どもたちが多く、今年も12名の子どもたちが入団されるとお聞きしまして、大変頼もしく、うれしく思った次第でございます。

また、式典の中では、先輩団員の子どもたちが新入団員の小学校1年生をかいがいしく誘導しながら、実にきびきびと統制のとれた動きをしていたのが大変印象に残りました。それでご報告をさせていただきました。

その他の主な活動は、お配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

○委員長 両部長から何かございましたらお願いします。

○学校教育部長 特にございません。

○生涯学習部長 特にございません。

○委員長 それでは次に、各委員から報告をお願いします。高橋委員。

○高橋委員 1点ご報告させていただきます。

4月28日、町田市民文学館の「オールヒット！宮川哲夫－昭和の街角を歌で綴る－」展に行ってみりました。今回の企画展は、宮川哲夫没後40年目を記念し、宮川氏の遺族より図書館へ寄贈されていた多くの遺品をもとに、10年間かけて準備した初の展覧会だそうです。

宮川氏は大島出身ですが、作詞家を目指して上京した1950年、町田市の木曾に8年間暮らし、忠生村立忠生小学校の教師を勤めるなど、町田に縁のある作詞家です。宮川氏は、尋常高等小学校高等科在学中に詩と出会い、その後、詩や短歌をつくり続け、自作の詩集等を編むほどの文学青年でした。詩作への情熱を一生持ち続け、レコード作詞家として大成し、数々のヒットを飛ばし、活躍しました。

展覧会は宮川氏直筆の詩の原稿はもちろんのこと、自由民権資料館から借りてきた昭和20年ころの忠生村の地図や忠生小学校の写真があったり、新宿歴史博物館から借りてきた古いラジオ、スーパーヘテロダイナ受信機やポータブルレコードプレイヤー、モノクロテレビが展示され、昭和の様子を知るという面においても、写真家、林忠彦氏のドキュメンタリー写真が飾られるなど、大変工夫され、見応えのあるものとなっています。

また、今回担当された学芸員の山端さんみずから作成された宮川氏のヒット曲がバックミュージックとして流されているビデオが上映されるなど、聴覚、視覚、五感に訴える展覧会になっています。多くの市民に、また町田市外から来てくださる方々にも楽しんでいただけますようお願いしています。

以上です。

○委員長 森山委員、お願いいたします。

○森山委員 私のほうから2点ご報告させていただきたいと思います。

1点は、4月16日、定例校長会に出席をいたしました。ここでは今年度からの校長先生等もいらっしやっているわけですが、特に私のほうからは、町田市の教育プラン、あるいは東京都の教育委員会の今年度の施策においても、最重要の課題として掲げられています学力向上に関しまして、特に学校組織マネジメントの観点から、校長先生方のリーダーシップの重要性についてお話をさせていただきました。今後それぞれの学校でぜひしっかりと取り組んでいただきたいという思いでございます。

それから2点目は、4月23日、木曜日に定例副校長会に出席をさせていただきました。こちらにおきましても、校長会のお話と関連しまして、町田市での学力向上に焦点化し、各学校における学力向上の取り組みの中で、特に学校、家庭、地域の連携を図る、そうい

う学校を実現するべく、副校長先生方のお立場、役割について、これから先生方にご指導  
いただく上での方法を私なりにお話をさせていただきました。以上です。

○委員長 八並委員、お願いいたします。

○八並委員 私からは2点ご報告させていただきます。

1つは、25日に行われました第56回町田市小学校科学教育センター開講式です。今年度も85名の児童を迎え、小学校科学教育センターが開講いたしました。児童たちのさまざまな興味や関心をより深める研究が行われるように期待しております。

また、退任された先生方を含め、多くの先生方がご指導に当たってくださいますことに感謝いたします。子どもたちにとっても、市内の他の学校の子どもたちや先生方と一緒に研究に当たるといことは大変よい経験になると思いますし、若い先生方にとっても大変よい経験の場になると感じました。このような有意義な事業が56回も続いていることに大変驚くとともに、大変感謝しております。今後ともぜひ継続していただきたいと思いたしました。

また、同じ日の午後に行われました古民家見学会「甦る古民家～旧荻野家住宅改修を見る」、第2回ということで、薬師池公園に高橋委員とともに行ってまいりました。30名ほどの市民が参加していらっしやいまして、構造部材が見える解体中の旧荻野家住宅を中から、また工事用の足場に上がって上から見学することができます。解体によって発見された江戸時代に使われた角型の釘、現在は丸型の釘ですが、角型の釘などが見つかったということで、そういうものも見せていただきました。

見学会後、自由民権資料館に移動し、玉川大学教授、八木橋伸浩氏による「古民家での暮らし」という講座を受講しました。民俗的見地から古民家の間取り、それから炉の座る位置の座、また、炉とかまどをめぐる習俗について、大変興味深いお話を聞くことができました。

また、自由民権資料館では、同時に開催されている「町田市指定有形文化財新指定記念展」も見学してまいりました。本当に見事なクルミ形をしたクルミ形土器が、縄文時代中期の出土品であり、全国でも3点しか確認されていない貴重なものであります。

また、細野利平家所蔵乾板の写真からは、大正時代から昭和初期にかけての小野路周辺の人々の生活が手にとるようにわかる貴重な資料となっております。今月31日まで開催されておりますので、多くの市民の皆さんに見ていただきたいと思いたしました。

○委員長 それぞれご報告いただきましたけれども、お互いに何か質問などありましたら

お願いいたします。よろしいでしょうか。

私も八並委員と同様に、町田市には貴重な文化遺産がたくさんあるなということ、特に私自身、教育委員になってから本当によくわかってまいりました。町田市の誇る文化遺産を、市民の皆様あるいは市民以外の方々にも、ぜひPRして広く周知していただけるとありがたいなと思います。

以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。教育長、お願いいたします。

○**教育長** 本日の議案でございますが、議案第4号から第16号までは学校教育部長から、そして議案第17号から第20号までは生涯学習部長のほうからご説明申し上げます。

○**委員長** それではまず、議案第4号を審議いたします。学校教育部長から説明をお願いいたします。

○**学校教育部長** 議案第4号でございます。「町田市立学校学校支援地域理事の任命について」でございます。

本件は、町田市立学校の管理運営に関する規則第13条の4の規定に基づく学校支援地域理事について、別紙のとおり学校長から推薦がありましたので、2015年4月1日付で任命するものでございます。

任期は2016年3月31日までです。今回は1校でございますが、今後、学校長からの推薦が上がり次第、議案として提出をさせていただきます。

以上でございます。

○**委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。――よろしいですか。以上で質疑を終了します。

それでは、お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

次に、議案第6号を審議いたします。

○**学校教育部長** 議案第6号でございます。「教育委員会職員の4月13日付け人事異動の臨時専決処理に関し承認を求めることについて」でございます。

本件は、2015年4月13日付人事異動を命ずるため、臨時専決処理いたしましたので、教

育委員会において承認を求めるものでございます。

学校教育部 2 名、生涯学習部 3 名、小学校 1 名の計 6 名でございます。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かご質問ありましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。以上で質疑を終了します。

それでは、お諮りいたします。議案第 6 号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

続いて、議案第 7 号を審議いたします。

○学校教育部長 議案第 7 号でございます。「町田市学校給食問題協議会委員の委嘱について」でございます。

本件は、町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例に基づき、第 11 期町田市学校給食問題協議会の委員として、別紙の 13 名に委嘱を行うものでございます。

なお、協議事項におきまして、後ほどお話しいたしますが、小学校給食において使用する食器のあり方について諮問をする予定でございます。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。

○高橋委員 13 名の方が今この協議会の委員に出ていますけれども、保護者の意見も大事だと思っておりますが、保護者のほうは今後どのようになっていますでしょうか。

○保健給食課長 保護者の皆様、父母の代表ということで、小 P 連のほうに推薦の依頼をしているところでございまして、この後、5 月の末になると聞いておりますが、推薦をいただけるということで伺っております。

以上でございます。

○委員長 ほかに質問はありますか。――以上で質疑を終了します。

それでは、お諮りいたします。議案第 7 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続いて、議案第8号を審議いたします。

○学校教育部長 議案第8号でございます。「町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（案）について」でございます。

本件は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令、昭和32年政令第283号でございますが、この改正に即応できるようにするために、町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例、平成14年町田市条例第16号でございますが、これを全部改正するものでございます。

なお、この条例は、平成27年（2015年）第2回町田市議会定例会へ上程するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かご質問ありましたらお願いいたします。

私から。要するに、どういうことなんですか。理解をもう少し深めたいのです。

○保健給食課長 これまで政令の改正に伴いまして、市のほうの条例も、その都度、改正をしてまいりました。このたびの全部改正によりまして、国の政令の改正に伴って、そのものに準じて即対応できるようにといった改正ということでございます。

以上でございます。

○委員長 わかりました。ありがとうございます。ほかにございますか。――以上で質疑を終了します。

それでは、お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。これは町田市議会定例会に上程されるということであります。

続いて、議案第10号を審議いたします。

○学校教育部長 議案第10号でございます。「町田市立中学校教科用図書採択方針、選定基準及び評価方法について」でございます。

本件は、2016年度から使用いたします中学校教科用図書の採択替えの年に当たり、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱第3第1号により、採択方針、選定基準及び評価方法を決定するものでございます。

1枚あけていただきますと、資料がございます。一番目に採択方針、2番目に図書選定基準がございます。採択方針の部分について読み上げさせていただきます。

「町田市教育委員会は、2016年度使用の中学校教科用図書の採択に当たって、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱に則り、町田市立中学校教科用図書調査協議会の報告等を参考に、自らの責任と権限において、町田市の生徒に最も適した教科用図書の採択を行う」、これが採択方針でございます。

以下、教科用図書選定基準として、内容、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜、その他が記載されているとおりでございます。

説明は以上でございます。

**○委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問などありましたらお願いいたします。特にございませんか。

私の感想ですが、新聞などの記事を見ますと、教育委員が十分に教科書を調査できていない地区もあるように報道されておりましたけれども、町田市につきましては、教育委員自ら1冊1冊調査をしているということで、採択方針の「自らの責任と権限において」というところの意味合いが、私にもとてもよく伝わってくるところでございます。

ほかに質問などありますでしょうか。――以上で質疑を終了します。

それでは、お諮りいたします。議案第10号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続いて、議案第11号を審議いたします。

**○学校教育部長** 議案第11号でございます。「町田市いじめ防止基本方針の改訂について」でございます。

本件は、町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例、平成27年3月町田市条例第26号でございますが、この公布に伴い、2014年度町田市教育委員会第6回定例会におきまして策定された「町田市いじめ防止基本方針」に、町田市教育

委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会の役割等を追補するものがございます。

追補する部分につきましては、次の資料にあります「町田市いじめ防止基本方針」の6ページから8ページの部分が追補の箇所でございます。

説明は以上でございます。

**○委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問などありましたらお願いいたします。

**○高橋委員** 基本方針の冊子の6ページに、町田市教育委員会の附属機関が町田市教育委員会いじめ問題対策委員会、町田市長の附属機関が町田市いじめ問題調査委員会とありますけれども、名称も似ていまして、市民の方々には違いがなかなかわかりにくいと思いますので、一度ご説明をお願いいたします。

**○指導室長** 6ページをごらんいただきますと、町田市教育委員会の附属機関として、いじめ問題対策委員会、「対策委員会」と呼ばせていただきますが、これを設置いたします。この対策委員会に関しましては、大きく2つの役割がございます。1つは、町田市教育委員会が定めるいじめ防止等の対策の問題点や改善点について、それぞれのお立場から意見をいただき、さらにいじめ防止対策を充実させていくという役割でございます。もう1点は、例えば生命の危険が生じているとか、30日以上長期にわたって欠席が続いているとか、そういったいじめによる重大な事態が発生した場合に、その調査を行う機関という2つの役割がございます。これが対策委員会の役割でございます。

もう1つの委員会といたしまして、町田市長の附属機関として、いじめ問題調査委員会、これを「調査委員会」と呼ばせていただきますが、調査委員会を設置いたします。調査委員会の役割を申し上げますと、重大事態が発生した場合に、先ほどの対策委員会のほうで調査を行うこととなりますが、その調査に関しまして不十分であるとか、疑義があると市長が判断した場合に、調査委員会に再度調査をするよう諮問をする。そういった役割をするのがこの調査委員会でございます。つまり、調査委員会は、再調査の機関でありまして、最初の対策委員会は常設の機関として設置をいたしますが、調査委員会に関しましては、そういった再調査が必要な場合に、臨時的に設置する機関ということで区別をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長 ほかにございますか。

私から追加して、関連してお聞きしたいのですが、重大事態というのはいろいろなレベルがあると思うのですが、いじめの問題が発生すれば、当然学校関係者は調査をするでありましょうし、その報告を受けた教育委員会、恐らく指導課が窓口になるのだらうと思いますが、そこが調査をすると思うのですが、それでもって終わるということもあり得ると考えていいのですか。

○指導室長 今、委員長のご指摘のように、まず重大事態が発生した場合には、その背景とか状況を各学校が十分に調査することが求められますし、それを教育委員会事務局のほうでバックアップし、学校とともに対応してまいります。多くの場合は、この段階で保護者と十分に連絡をとり合い、解決に向けて努力をしまっているわけですが、これまで報道されているような重大案件のようなものが発生した場合には、それでは不十分という判断がなされるかと思えます。

そういった場合には、町田市教育委員会として、先ほど申しあげました対策委員会のほうに、外部機関として調査を依頼することが必要になってくるかと思えます。まず、第一義的には学校、そして教育委員会がともに調査をし、解決に当たっていくというところで進めてまいりたいと思っております。

○委員長 わかりました。私の思いとしては、教育委員会というのは、そういう子どもたちにかかわるいろいろな事故への対応を、責任を持ってやる立場だろうと思えます。可能な限り教育委員会において調査が完了し、必要に応じてそれを公開し、また理解が得られることが一番望ましいのではないかなと思っております。それでは関係者から納得ができないとなったときに、対策委員会のほうにお願いするというところだろうと思えますので、もし事態が発生した場合には、ぜひ教育委員会事務局のほうでご尽力いただきたいな、そんな思いで質問をさせていただきました。

○森山委員 私のほうから、今日のいじめの議案に関しまして1点申し上げます。いじめ問題の解決のためには、やはり教育委員会、家庭、地域、関係機関との適切な連携と協働を図ることが大切であると思えます。このたびの教育委員会の附属機関である町田市教育委員会いじめ問題対策委員会、そして町田市長の附属機関である町田市いじめ問題調査委員会という2つの委員会の設置によって、関係機関のさらなる連携の促進が可能であると思えます。本日、指導室長のご説明ないし委員長からの先ほどの質問の内容にもかかわりまして、まさに役割の明確化が図られているのではないかと思います。このような形で迅

速な対応をいただくということが適切かと思えます。以上です。

○高橋委員 質問ではないのですが、小・中学校に子どもたちを通わせている保護者にとり、いじめということは大変関心のあるところだと思います。教育委員会が迅速にこのような冊子もつくり、また附属機関もつくるということ、保護者の方々にぜひ周知していただきたいと思えます。町田市教育委員会はいじめ問題に対して真摯に向き合って、今後の対応をきちんとやっていくということで安心されますよう願っています。

○委員長 ほかにございますか。―― それでは、お諮りします。議案第11号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続いて、議案第12号を審議いたします。

○学校教育部長 議案第12号でございます。「町田市教育委員会いじめ問題対策委員会運営規則の制定について」でございます。

本件は、町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例第8条の規定に基づき、町田市教育委員会いじめ問題対策委員会の運営に関し、必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

資料1ページをあけていただきますと、概要がございます。そしてこの概要に基づいて、一番最後のページですが、運営規則の趣旨、招集の通知、庶務の部署、その他、掲載させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問などありましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。以上で質疑を終了します。

それでは、お諮りいたします。議案第12号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続きまして、議案第13号を審議いたします。

○学校教育部長 議案第13号でございます。「町田市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」でございます。

本件は、町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例第4条第1項に基づき、町田市教育委員会いじめ問題対策委員会委員として4名を委嘱するものでございます。任期は2017年3月31日まででございます。

なお、第1回町田市いじめ問題対策委員会は5月20日に開催する予定でございます。資料をあけていただきますと、4名の方の委嘱がございます。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問がありましたらお願いいたします。

○高橋委員 4名の方々が選ばれていますけれども、この方々を選ぶに当たって配慮されたことは何かございますか。

○指導室長 この4名の委員の方に関しましては、資料にありますように、教育の分野、心理の分野、福祉の分野、法律の分野という4つの専門分野から、それぞれ適任の方をということで選定をさせていただきました。教育の分野に関しましては、大学の教育を専攻している教授の先生で、町田市の学校教育にもご理解をいただいている先生、そして心理に関しましては、みずから臨床心理士でありまして、なおかつ、全都の臨床心理士さんの研修等も担当している心理士のリーダー的存在の方をお願いしています。また、福祉に関しては、民生・児童委員の方からお1人、そして法律関係に関しましては、東京法務局からお1人という形で、それぞれの専門分野から適任者を選んでおります。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。――以上で質疑を終了します。

それでは、お諮りいたします。議案第13号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続いて、議案第15号を審議いたします。

○学校教育部長 議案第15号でございます。「2015年度町田市人権教育推進委員会委員の委嘱について」でございます。

本件は、2015年3月31日をもって人権教育推進委員会委員の任期が満了いたしましたので、町田市人権教育推進委員会設置要綱に基づき、別紙12名を委員として委嘱するもので

ございます。なお、任期は2016年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。

**○委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問などありましたらお願いいたします。

**○森山委員** 人権教育推進委員会につきまして、2点ほどお伺いしたいと思います。

1点は、本議案に掲げられております委員会の役割といたしましうか、人権教育推進委員会そのものの教育における役割について教えていただければありがたいと思います。これが1点です。

それからもう1点は、人権教育の一層の推進に資するための方策としては、例えば人権教育の特色ある実践の事例とか、あるいは先導的な取り組みの学校あるいは研究校等、そういうところの取り組み等について、また指導方法について、この委員会では何らかのかわりを持っておられるのでしょうか。

そのあたりのところを2点お伺いできればありがたいと思います。以上です。

**○指導室長** 役割と特色ある取り組みということで2点ご質問をいただきました。

まず役割についてでございますが、町田市立の小・中学校における人権教育の推進を図るというのが大きな役割になっております。いじめや男女平等、高齢者や外国人など、人権に関する課題はたくさんあるかと思えます。そういった課題に関して、人権教育推進委員会が中心となって、町田市立小・中学校の人権教育を推進していく役割を担うというところでございます。

では、具体的に何に取り組むのかということですが、大きくは2つのことに取り組んでおります。

1つは、小学校、中学校それぞれ人権教育にかかわる研究授業に取り組んでおります。昨年は特にいじめというものを大きなテーマに掲げ、人権教育の中でいじめを未然に防止する。そういった具体的な授業実践を行い、それを公開し、多くの先生方に見ていただき、各学校でさらにそれを実践していただくということを行いました。

もう1つは、「人権教育だより」という形で、年間3回ほどたよりを発行いたしまして、さまざまな情報提供とか、各校で行われている実践の紹介、そういったものを掲載し、各校における人権教育の資料として情報提供していくという役割を担っております。

なお、今年度に関しましては、相原小学校が東京都教育委員会の人権尊重教育推進校と

いうことで、2015、2016の2年間、研究校としての指定を受けておりますので、相原小学校の先生にもお1人委員に入ってください、相原小学校の取り組みを町田市内に広める。また、相原小学校を通じて、他区市の人権教育の実践事例を、町田市内に紹介をしていただく。そういったような役割も担っていただこうと思い、委員として入っていただいております。

以上でございます。

**○委員長** ほかにございますか。

私からですけれども、人権教育につきましては、基盤となります人権尊重の精神を育てるということはもう従来から行われているはずでありますし、東京都も、恐らく町田市も、教育課題、教育目標の第一に常に掲げてきていることであります。今後も人権教育には力を入れていく必要がある大切な教育課題だと思いますので、この委員会も含めまして、ぜひ力を入れていただきたいなと思います。

ほかにご意見などありますか。――よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第15号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続きまして、議案第16号を審議いたします。

**○学校教育部長** 議案第16号でございます。「町田市情緒障がい学級（不登校）入退級相談委員会委員の指名及び解任について」でございます。

本件は、町田第三中学校に設置してございます不登校の情緒障がい学級の入退級相談委員会委員4名の異動に伴い、町田市情緒障がい学級入退級相談委員会設置要綱第3に基づき、委員4名を新たに指名させていただくものでございます。任期は2016年5月31日まででございます。

1ページあけていただきますと、指名、解任の方のお名前を掲載させていただいております。

以上でございます。

**○委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問などありましたらお願いいたします。

私からお願いいたします。入退職相談委員会の委員は全体で何名で、今回この4名の変更ということになったのでしょうか。

○**教育センター担当課長** 入退職の相談委員会の委員数でございますが、全部で9名でございます。なので、今回は9名のうちの4名の方の指名及び解任となっております。

○**委員長** ほかに質問などありますでしょうか。――以上で質疑を終了します。

それでは、お諮りいたします。議案第16号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続きまして、議案第17号を審議いたします。生涯学習部長から説明をお願いいたします。

○**生涯学習部長** 議案第17号についてご説明申し上げます。「第2期町田市生涯学習審議会委員の委嘱及び解嘱について」でございます。

本件につきましては、町田市生涯学習審議会委員のうち、生涯学習または社会教育に関する関係機関として推薦をいただいている公益社団法人町田市シルバー人材センターから推薦委員変更の申し出がございましたので、町田市生涯学習審議会条例第3条に基づき、別紙のとおり、委員の委嘱及び解嘱をするものでございます。なお、任期は、前任者の残任期である2016年3月31日までとなっております。

以上です。

○**委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かご質問などありましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。以上で質疑を終了します。

それでは、お諮りいたします。議案第17号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続きまして、議案第18号を審議いたします。

○**生涯学習部長** 議案第18号についてご説明申し上げます。「町田市都史跡西谷戸横穴墓群整備検討委員会委員の委嘱について」でございます。

本件につきましては、都史跡西谷戸横穴墓群の整備について検討するため、町田市都史跡西谷戸横穴墓群整備検討委員会設置要綱第3の2に基づき、別紙の名簿のとおり委員を

委嘱するものでございます。なお、任期は調査・検討結果の報告日までとなっております。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、質問などありましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。以上で質疑を終了します。

それでは、お諮りいたします。議案第18号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続いて、議案第19号を審議いたします。

○生涯学習部長 議案第19号についてご説明申し上げます。「第2期町田市生涯学習センター運営協議会委員の委嘱及び解嘱について」でございます。

本件につきましては、町田市生涯学習センター運営協議会委員のうち、「町田市立小学校校長会の代表」及び「町田市立中学校校長会の代表」の変更がございましたので、町田市生涯学習センター運営協議会設置要綱第3に基づき、別紙のとおり、委員の委嘱及び解嘱をするものでございます。なお、任期は、前任者の残任期である2016年3月31日までとなっております。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かご質問などありましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。以上で質疑を終了します。

それでは、お諮りいたします。議案第19号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

次に、議案第20号を審議いたします。

○生涯学習部長 議案第20号についてご説明申し上げます。「町田市立図書館協議会委員の委嘱及び解嘱について」でございます。

本件につきましては、町田市立図書館協議会委員のうち、「学校教育の関係者」の変更がございましたので、町田市立図書館協議会条例第2条及び第3条、町田市立図書館協議会

施行規則第2条の規定に基づき、別紙のとおり、委員の委嘱及び解嘱をするものでございます。なお、任期は、前任者の残任期でございます2015年7月31日までとなっております。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問などありましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。以上で質疑を終了します。

それでは、お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

以上で審議事項は終わりました。

次に、日程第3、協議事項に入ります。

協議事項1「町田市学校給食問題協議会への諮問について」を協議いたします。保健給食課から説明をお願いいたします。

○保健給食課長 それでは、協議事項1「町田市学校給食問題協議会への諮問について」でございます。

本件につきましては、町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例第2条に基づき、町田市学校給食問題協議会に諮問するものでございます。

諮問内容でございます。現在、小学校給食における食器は、強化陶磁器食器を使用しております。これは1997年3月に第7期町田市学校給食問題協議会の答申を受け、献立内容に応じた食器を使用するとともに、正しい食事マナーを身につけることなどを目的に、当時使用しておりましたアルマイト食器から変更したものでございます。強化陶磁器食器は1998年から導入を開始し、2012年度に小学校42校の導入が完了いたしました。現在全ての学校で強化陶磁器食器を使用しているところでございますが、その破損率は当初の予想を大きく上回り、破損した食器の補充に伴う財政負担は非常に大きく、その解消が課題となっております。

近年さまざまな食器の素材が開発され、選択の幅も広がっていることから、改めて学校給食で使用する食器の教育効果や費用対効果を踏まえ、町田市の小学校給食において使用する適切な食器のあり方について諮問するものでございます。

なお、本件につきましては、2015年5月25日に開催される第11期町田市学校給食問題協

議会において諮問をする予定でございます。

以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより協議に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。

○高橋委員 今の説明の中で、強化陶磁器食器を使用しているときに破損率がすごく高いということですが、その破損によって子どもがけがをしたり、どのような状態のときに食器を破損してしまうのか、その例なども教えていただくとよいと思いますが、いかがですか。

○保健給食課長 まず食器を破損した際のけがについてでございますが、ここ数年のことで申し上げますと、食器を破損して、そのためのけがというものの報告は上がってきておりません。また、どういった場合に破損してしまうのかということでございますが、さまざまな状況が考えられまして、例えば児童が食器を載せた運搬車を運ぶ際、段差があるところで、食器を入れたかごが落ちてしまい、その中に入っていた食器が割れてしまうというようなこと、また、給食室の調理の洗浄作業の際にも割れてしまうということが、時には起こっているということでございます。さまざまなパターン、場合がございまして、どういったことで割れるということの限定はできないような状況にはございます。

以上でございます。

○委員長 ほかにございますか。

私から同様の質問になるかもしれませんが、諮問内容の中でも、「破損率は当初の予想を大きく上回り」ということで、破損の可能性というのは、この強化陶磁器食器を導入するときに多少は考えられていたということですか。いかがでしょうか。

○保健給食課長 この食器を導入する際には、漢字から読み取れますように、強化ということで、強化陶磁器食器、いわゆる普通に家庭で扱うような陶磁器よりも非常に強化されている、そういった素材でございましたので、通常の給食を提供する際の破損に関しては少ないと考えられていたということでもあります。ただし、考えれば、やはり大量の食器を扱う給食の場でございますので、それがゼロだということではないかと思われませんが、普通の陶磁器に比べますと、破損はないというようなことでこの導入がなされたと考えられます。

○委員長 もう1つお伺いしたいのですが、具体的には給食問題協議会のほうで協議され

ることですけれども、近年さまざまな食器の素材が開発され、選択の幅も広がっているということでもあります。私も食器には全く詳しくないのですけれども、アルマイトでもない、強化陶磁器でもない新たな素材というのは、例えば私にも理解できるようなものがありますでしょうか。

**○保健給食課長** わかりやすいというよりも、新たに開発されているものでございまして、また集団給食における素材になりますので、一般的には余りなじみがないような素材になっているかと思われませんが、1つは、ポリエチレンナフタレートといった材質のものが開発され、さまざまな自治体で導入されているということも聞いています。また、そのほかには、耐熱強化ガラスというものもあると聞いておりますし、その他様々なものが開発をされていると伺っておりますので、それらを踏まえまして、学校給食問題協議会のほうでそのあり方についてご協議いただきたいと考えております。

**○委員長** もう1つお伺いしたいのですが、恐らくアルマイト食器は、現代の私たち、子どもたちが食事をするのにふさわしくないなということで、強化陶磁器食器にかわったんだらうと思うのですね。強化陶磁器食器を導入するに当たっては、1998年から2012年度で、14年間かけてアルマイトから強化陶磁器食器にかわっていったわけですけれども、仮にこの協議会で、今、保健給食課長から紹介があったような素材の食器が導入されるとなったら、何年度ぐらいから何年間ぐらいかけて、この強化陶磁器食器がかわっていくのでしょうか。なければもちろん結構ですけれども、もし見通しがあれば、いつごろから始められるかぐらいがわかりましたら、教えてください。

**○保健給食課長** いつごろからということでは、今この時点ではなかなかお答えしづらい部分がございますが、まずは試行的に導入することも必要になってくるかと思われれます。その試行を経まして、全校に導入を進めていくというような形になろうかと思えます。まずは諮問をさせていただき、その答申をいただきましてから、さまざまな計画を立てて、また教育委員会のほうにもご報告をさせていただきたく存じます。

**○委員長** ほかにご質問などありますでしょうか。

**○八並委員** 強化陶磁器食器が導入されたときにも、アルマイトなどではなくて、普通の家庭で買えるような食器を使ってというようなこともあって、給食に導入されたとも伺っております。どのような食器になりましたか、食事の正しいマナーということの中に、各人の食器の取り扱いということも入ってくると思いますので、その辺も含めて指導がなされるように進めていただけたらなと思いました。

○**委員長** 要望として、今後また学校のほうへのご指導などもお願いしたいと思います。  
ほかにございますか。

それでは、協議事項1の協議は終了いたします。

続きまして、協議事項2「町田市文化財保護審議会への諮問について」を協議したいと思います。  
生涯学習総務課から説明をお願いいたします。

○**生涯学習総務課長** 協議事項2「町田市文化財保護審議会への諮問について」でござ  
います。

諮問事項は、町田市文化財指定・登録基準（案）について、諮問するものでございます。

本件につきましては、2014年12月の第4回町田市議会定例会に、町田市文化財保護条例  
の改正条例を上程し、可決され、この4月1日から、指定文化財に加え、登録文化財制度  
を導入いたしました。

登録文化財制度の導入の目的は、既にある指定文化財制度を補完し、より広範囲にわた  
る文化財を保護の対象とするためであり、その価値を周知することで、文化財の滅失・散  
逸を防止することです。

登録までの手順は、指定文化財と同様に、文化財保護審議会へ諮問し、答申を受けて、  
教育委員会が決定いたします。文化財の指定については、町田市文化財指定基準により行  
っておりますので、文化財の登録においても同様の基準を必要とします。そのため、文化  
財を登録する基準として、学術的見地から、別添資料の本基準（案）が妥当であるか諮問  
するものでございます。

別添の基準（案）の第8以下をごらんください。第8から第14までが今回加えさせてい  
ただきました登録文化財の基準の項となります。そのため表題も「町田市文化財指定基準」  
から「町田市文化財指定・登録基準」となっております。

なお、本件につきましては、6月から新たに発足します第28期の町田市文化財保護審議  
会へ諮問する予定です。

説明は以上となります。

○**委員長** 以上で説明は終わりました。

これより協議に入ります。ただいまの説明に関しまして、質問などございましたら願  
いいたします。

○**八並委員** 町田市登録文化財と指定文化財の基準の大きな違いということを改めてご説  
明願えますでしょうか。

○生涯学習総務課長 登録文化財制度は、町田市文化財保護条例で定義された文化財のうち、市にとって貴重で保護の必要なものを対象とし、広範囲な文化財の保護を目指すもので、文化財登録要件を緩和し、郷土の歴史資料や民俗資料など、地域史を捉える上で重要な多くの文化財に目を向けるものとなっております。考古資料、古文書、史跡、建造物、動植物、またお地蔵さんや石碑、歌碑など、民俗資料も対象となります。指定までに至らなかった貴重なものを登録していきたいと思います。例を挙げますと、昭和の初めに建てられた文化的な建物があつたとします。指定制度では一般的には100年以上、かつ、一定の価値が要件として求められます。このような建物を登録することによって、保存管理を図るものと考えております。

○委員長 協議事項でありますので、ほかに質問あるいはご意見などありましたら、どうぞ遠慮なくご発言ください。――よろしいでしょうか。

以上で協議を終了いたします。

日程第4、報告事項に入ります。教育長から報告をお願いいたします。

○教育長 今回の報告事項につきましては、「小・中学校の教科用図書展示会について」をはじめ、全部で4件ございます。詳細につきましては、それぞれの担当者からご説明を申し上げます。

○委員長 それでは、報告事項1「小・中学校教科用図書展示会について」、ご説明をお願いいたします。

○指導課統括指導主事 「小・中学校教科用図書展示会について」、ご説明させていただきます。

展示期間につきましては、6月5日（金）から、7月8日（水）の24日間となっております。特別展示会と法定展示会を合わせた日程となっております。今年度は、平成28年度から使用する中学校の教科用図書採択の年度になっておりまして、法定展示及び特別展示を行ってまいります。

昨年度の小学校のときとの違いについて説明させていただきます。展示会場は、町田市教育センターと町田市役所となっております。教育センターでは昨年度と同様、土日以外の月曜日から金曜日に展示を実施します。町田市役所の1階イベントスタジオでの展示については、今年度は水曜日を全て実施し、日曜日は開庁日のみ実施ということに変更をさせていただきますしたいと思います。トータルでは2日間増加をしております。

以上でございます。

○委員長 ただいま展示会についての報告がありました。何か質問はありますか。

○高橋委員 市民に広く教科用図書を見ていただき、意見をいただくことは、大変貴重な機会だと思います。今回は昨年度よりも2日間ふえたということで大変よかったと思っております。このことを市民の皆さんにぜひ周知していただいて、たくさん意見をいただけるようお願いいたします。

以上です。

○委員長 要望として高橋委員からありました。ほかにございますか。

それでは、続きまして、報告事項2に移ります。担当者からお願いいたします。

○生涯学習総務課長 報告事項2「町田市文化財総合活用プランに基づく年度末事業評価について」、報告させていただきます。

2013年度に策定いたしました当プランの中で、事業の評価について規定しております。具体的にはプランに基づき事業を実施して、その取り組み結果を毎年度末に文化財保護審議会に報告し、事業評価を受けます。その評価をもとにして、必要に応じて計画の修正を行うと示してあります。これを受けまして、文化財保護審議会に2014年度の事業取り組み結果を報告し、評価を受け、一部計画変更いたしましたので、報告させていただきます。

2枚目の表をごらんください。取り組み事業は全部で16事業となっております。おおむね計画どおりご承認をいただいておりますので、変更点と改善点のみをご説明いたします。

事業番号4「細野喜代四郎書齋再築事業」です。2014年度は耐震設計と実施設計をする予定でしたが、事業の進捗はありません。理由として、再築予定地に隣接する村野常右衛門生家が、シロアリと腐食により傷んでいることがわかったため、村野邸のシロアリ駆除、現況調査、耐震予備診断を行ったことによります。

村野邸に隣接して細野家書齋を再築することで、野津田町に自由民権運動に関する施設を集中し、相乗効果を図ることを予定しているため、村野邸の復旧整備と細野家の再築は一体の事業として行う必要があります。

そこでまず、村野邸の復旧整備を優先して行う形で事業スケジュールを変更いたしました。2015年度は、昨年度、2014年度の村野邸の耐震予備診断で基準を下回っていたため、村野邸の耐震基礎診断、実施設計を行い、来年度、2016年度には村野邸の復旧整備工事、細野家については実施設計を策定する予定となっております。

続きまして、事業番号6「南多摩窯跡群整備事業」です。こちらも小山町などの大規模開発に伴う試掘調査を優先したため、2014年度は調査をすることができませんでした。2015

年度につきましては、調査方法等について再度検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

報告は以上となります。

○委員長 ただいま報告をいただきましたが、何か質問などありましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

それでは、報告事項3、担当者から説明をお願いいたします。

○生涯学習センター長 報告事項3「2015年度障がい者青年学級活動予定について」を報告させていただきます。

今年度の青年学級の年間スケジュールが決まりました。ひかり学級、土曜学級、公民館学級、3つの学級は、それぞれ6月に開級式を行いまして、来年3月まで月2回の活動を行います。9月から11月までには、大地沢青少年センターでの宿泊合宿、もしくは日帰りでのバスハイクを予定しております。また、年度末の来年2月、3月に、1年間の成果発表を行います。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、何かございますでしょうか。

○高橋委員 広報のほうで新しく入級される方を募集されていたと思いますけれども、新しく入級される方はいらっしゃいますか。

○生涯学習センター長 募集をしまして、11名の応募がございました。ボランティアスタッフの関係等もございまして、1名の方が新しく入られる予定になっております。

○委員長 11名の応募があつて1名の入級が実現した。10名の方はご遠慮いただいた。それはボランティアスタッフが十分整わなかったからということですか。

○生涯学習センター長 一番は安全ということなので、そこら辺のところは、ご希望が多いので、入っていただきたい部分もあるのですけれども、安全一番を考えて、ボランティアスタッフの募集もあわせて行っておりますので、今年度は1名ということでございます。

○委員長 11名の年齢層というのは、おおよそで結構ですが、わかりますか。

○生涯学習センター長 申しわけございません。今日は資料を持ち合わせておりません。

○委員長 開級式、成果発表会、毎年教育委員も参加させていただいて、激励の言葉など述べさせていただいております。開級式のほうも現在、教育委員がそれぞれ出席することになっております。

ほかにもございますか。

それでは、報告事項4に移ります。担当者からお願いいたします。

○図書館市民文学館担当課長 私からは、報告事項4「『翻刻 草神楽』の刊行について」、ご説明申し上げます。

このほど市民研究員制度を活用し、古文書の解読に精通した市民による五十嵐浜藻・梅夫研究会との協働事業として、2012年12月に刊行した『翻刻 八重山吹』に続きまして『翻刻 草神楽』を刊行いたしました。江戸時代後期の武州大谷村、現在の南大谷の名主であった五十嵐梅夫は、娘の浜藻とともに、小林一茶を初めとする当代一流の俳人たちと親しく交流した俳人でございます。

2人が旅先で巻いた『八重山吹』、『草神楽』の版本は、ごく限られた機関にのみ所蔵され、その上、崩し文字で書かれているため、誰もが気軽に読むことができませんでした。これらは町田ゆかりの隠れた文学財産であり、近世の俳諧史研究の上で大変貴重な資料となっています。このたび刊行した『翻刻 草神楽』で、初めてそれを誰もが手にとって読めるようになりました。

報告は以上でございます。

○委員長 何か質問などございますか。

私も町田市には文化遺産がたくさんあることを改めて感じているということをお先ほど述べましたけれども、五十嵐浜藻・梅夫の父娘のこのような業績があるということをお、この刊行によって、前回の『八重山吹』で私も初めて知った次第でありまして、ぜひこういうすぐれた文化遺産が広く知れ渡るといいなと思います。町田ゆかりの隠れた文化遺産の「隠れた」という言葉がいずれ取れるといいなと思いますので、ぜひこの刊行を通して、町田市の文化遺産をまた広めていただければなと思います。

ほかに質問などありますか。――よろしいですか。

それでは、以上で報告を終わります。

休憩いたします。

午前11時15分休憩

---

午前 11 時 17 分再開

○委員長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○委員長 以上で町田市教育委員会第2回定例会を閉会いたします。

午前 11 時 25 分閉会